

レジまたはPOSレジシステムを取り扱う  
販売店の皆様へ

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策事業における  
代理申請協力店への登録依頼

2017/9/15

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
軽減税率対策補助金事務局

平成27年12月24日に閣議決定された政府の平成28年度税制改正大綱においては、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入することとされております。

経済産業省では、消費税軽減税率制度の導入が、多くの事業者の業務実務や経営に影響を与えるものであることを踏まえ、消費税軽減税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の準備が円滑に進むよう、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の支援を行うことを目的とした中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業（以下、「本事業」という）を行います。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、経済産業省から補助金の交付を受けて、本事業の執行を担う実施機関です。中小企業・小規模事業者による消費税軽減税率への対応を円滑に促進するためには、中小企業・小規模事業者の負担軽減を図ることが必要不可欠です。

このため、本事業においては、「代理申請協力店」制度を導入し、中小企業・小規模事業者の補助金申請をサポートいただき、消費税軽減税率への対応を促していただく、レジおよびPOSレジシステム等を取り扱う販売店の皆様の登録を募集いたします。

本制度の趣旨について、ご理解の上、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

◆「代理申請協力店」とは

- ・代理申請協力店とは、レジおよびPOSレジシステムを導入する中小企業・小規模事業者に代わり、申請書の記入など申請書類の作成や提出書類の準備、不備の解消に関する窓口などを行うことにご理解の上、登録いただく販売店のことです。
- ・ご登録いただいた代理申請協力店には、自社の販売した製品の補助金申請について、「代理申請者」となり、申請者（中小企業・小規模事業者）のサポートを行っていただきます。
- ・登録した販売店については、軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）のホームページにて、「代理申請協力店」として公表します。

◆「代理申請協力店」に求められる業務

登録いただいた代理申請協力店には、以下について実施いただきます。

1. 本事業の周知、普及協力

既存顧客を含め、軽減税率制度に必要な対応を行うことをはじめ、チラシの配布、申請の案内によって、本事業の活用を促して下さい。

2. 販売した製品の補助金申請サポート

販売した製品に係る申請書の記入、申請書類の準備（特に対象製品証明書の取得）および申請書類の送付等のサポートを行って下さい。

※交付申請書の「申請者名」を記入する欄の記名、押印、チェックは、必ず申請者本人に行ってもらって下さい。

※代理申請協力店が、交付要件を満たすために、新たに軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけるなどの行為は行わないでください。

3. 事務局からの不備に対する窓口および不備解消の対応等

代理申請協力を行う場合、原則、事務局からの申請不備の連絡は、代理申請協力店に行います。申請者のご相談の上、不備の解消を行って下さい。また、補助金の交付が決定した後は、事務局が行う調査に協力するなど補助金の適正な運営に協力していただきます。

◆「代理申請協力店」の登録方法

(1) 代理申請協力店は、レジまたはPOSレジメーカーから事務局に対して登録いただくこととしています。

※代理申請協力店が交付規程等において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、事務局は、登録を取り消す場合があります。

(2) このため、各販売店より、扱っている製品を製造するレジまたはPOSレジメーカーに対して、登録の意向をご提示ください。

※代理申請協力店登録を行う場合は、「販売店名」「販売店住所」「販売店連絡先」「担当者名」「取扱製品」等を併せて、ご回答ください。

(複数の営業所がある場合はすべて情報をご回答ください。)

(3) レジまたはPOSレジメーカーが代理申請協力店の登録意向をとりまとめた上、事務局に「代理申請協力店リスト」として登録申請します。

(4) 登録申請の内容を事務局にて確認の上、事務局のホームページにて公表します。

※「取扱製品名（レジ、モバイルPOS、POSレジシステム等）」「販売店名」「販売店住所」「販売店連絡先」の項目を公表します。

※登録後、店舗の統廃合や、運用上協力体制が整わなくなった場合など、代理申請協力店の実施が難しくなった場合においては、各レジまたはPOSレジメーカーへご連絡いただき、公表の取り下げを申し出てください。